

熊本県産業廃棄物税条例の改正について（平成30年2月議会）

今回改正した熊本県産業廃棄物税条例の主な内容は以下のとおりです。

産業廃棄物税の地方税犯則調査における現行犯事件の臨検、捜索又は差押えの実施税目としての指定について

①概要

これまでは、地方税における現行犯事件に係る臨検、捜索又は差押え（以下「臨検等」という。）については、国税に関する規定を準用し、裁判官の許可状によることが必要とされていましたが、地方税法及び地方税法施行令の改正により、法定外目的税であって条例で指定するものについても、一定の条件下において、裁判官の許可状によることなく、現行犯事件の臨検等が可能になりました。

これを受け、本県の法定外目的税である産業廃棄物税についても、現行犯事件に係る臨検等を可能とするため、条例で指定することとします。

②施行日

平成30年4月1日から施行します。

産業廃棄物税の地方税犯則調査における臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限を受けない税目としての指定について

①概要

これまでは、地方税における現行犯事件に係る臨検等の夜間執行については、国税に関する規定を準用し、裁判官の許可状によることが必要とされていましたが、地方税法及び地方税法施行令の改正により、法定外目的税であって条例で指定するものについても、一定の条件下において、裁判官の許可状によることなく、現行犯事件に係る臨検等の夜間執行が可能になりました。

これを受け、本県の法定外目的税である産業廃棄物税についても、現行犯事件に係る臨検等の夜間執行を可能とするため、条例で指定することとします。

②施行日

平成30年4月1日から施行します。